

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第43号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第13条建築指導部の款建築指導課の項第14号中「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」を「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)